

指定給水装置工事事業者の皆さまには、日頃より水戸市水道事業にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。指定の更新手続きのご案内となります。

当書類は、指定の有効期限が近くなった指定給水装置工事事業者に送付をしております。指定の有効期間内に更新手続きを行わない場合、指定の失効となり、水戸市で給水装置工事を行うことが出来なくなりますのでご注意願います。なお、更新手続きを行った日に関係なく、期限末日から5年間延長となりますので、更新手続き期間内での早目のお手続きをお願い致します。

※更新手数料は1万円となります。

指定の有効期限は郵送した書類に同封の「管理簿」に記載しています。

問合せ先：水戸市上下水道局 水道部給水課 給水係 TEL029-231-4112

指定給水装置工事事業者 指定の更新手続き 水戸市 Version

Step. 1 登録情報の確認

同封の「水戸市給水装置工事事業者 管理簿」に記載の情報が現況と異なる場合は、各種変更の手続きが必要となります。

実線部（名称、住所、代表者、連絡先、役員氏名 等が異なる場合）
→指定給水装置工事事業者 指定事項変更届出書の提出が必要です。
→Step.2（2ページ）へお進み下さい。

点線部（給水装置工事主任技術者の登録情報が異なる場合）
→給水装置工事主任技術者選任・解任届出書の提出が必要です。
→Step.3（3ページ）へお進み下さい。

変更がない方は Step.4（4ページ）へお進み下さい。

指定登録日 平成10年 4月 1日 有効期限 令和二年 二月 一日まで 指定番号 第 〇〇 号

氏名又は名称	〇〇工業(株)東京本社			備考
住所	〒 〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇町1234-56			
代表者氏名	〇〇 〇〇			
連絡先	☎	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇	☎	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
	E-mail			
	HP			
役員氏名	役職名	氏名	役職名	氏名
		〇〇 〇〇		
		〇〇 〇〇		

実線部の会社情報が現況と異なる場合は「指定事項変更届」の提出が必要となります。→Step.2（2ページ）
（法人の場合）
登記簿謄本に記載の役職・役員氏名が異なる場合も変更届が必要です。

当該給水区域において給水工事の事業を行う事業所の名称 ①	〇〇工業(株)水戸支店			
上記事業所の所在地	〇〇県〇〇市〇〇町1234-56			
連絡先	☎	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇	☎	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
	E-mail			

給水装置工事主任技術者氏名	交付番号	選任日	給水装置工事主任技術者氏名	交付番号	選任日
〇〇 〇〇	123456				
〇〇 〇〇	654321				

主任技術者の登録情報が現況と異なる場合は「選任・解任届」の提出が必要となります。→Step.3（3ページ）

当該給水区域において給水工事の事業を行う事業所の名称 ②	〇〇工業(株)内原支店				
上記事業所の所在地	〇〇県〇〇市〇〇町1234-56				
連絡先	☎	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇	☎	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇	
	E-mail				
給水装置工事主任技術者氏名	交付番号	選任日	給水装置工事主任技術者氏名	交付番号	選任日
〇〇 〇〇	777777				
〇〇 〇〇	222222				

Step. 2 指定事項変更届出書の作成

管理簿と情報が異なる場合は、右側の記入例を参考に、同封の「指定給水装置工事事業者 指定事項変更届」に変更事項を記入して下さい。(水道法施行規則第34条関係)

(各種様式は水戸市のHPからダウンロードすることも可能です。【WORD形式】)

また、法人登録事業者(株式会社・有限会社)か個人登録事業者によって添付する書類が異なります。※登記簿謄本及び住民票は原本(コピー不可)になります。

法人登録事業者の添付書類

住所を変更する場合

- ①会社の登記簿謄本(履歴事項全部証明書)
- ②会社の定款の写し

代表者・役員の氏名を変更する場合

- ①会社の登記簿謄本(履歴事項全部証明書)
- ②会社の定款の写し
- ③誓約書(下側の記入例を参照)

個人登録事業者の添付書類

氏名・名称・住所変更する場合

- ①住民票

【記入例】

様式第10 (第34条関係)

管理簿に情報の変更がない場合は、提出は不要です。

指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書

水戸市上下水道事業管理者

日付は未記入
※提出時に手書きで
記入いただきます。

令和 年 月 日

住所 株式会社 水戸設備工事

届出者 茨城県水戸市中央 1-5-36

電話番号・FAX番号まで記入

氏名 水道 次郎

TEL029-231-4112 Fax029-231-4112

水道法第25条の7の規定に基づき、次のとおり変更の届出をします。

フリガナ 氏名又は名称	カブシキガイシャ ミトセツビコウジ 株式会社 水戸設備工事	この欄は 変更後の内容 を記入	
住所	茨城県水戸市中央 1-5-36		
フリガナ 代表者の氏名	ミトジロウ 水道 次郎		
変更に係る事項	変更前	変更後	変更年月日
代表者 役員の変更	水道 太郎	水道 次郎	平成31年4月30日
//	水道 次郎	水道 三郎	//
//	水道 三郎	水道 四郎	//
住所	〒310-0805 茨城県水戸市中央 1-4-1	〒310-0805 茨城県水戸市中央 1-5-36	//
電話	029-224-1111	029-231-4112	//
FAX	029-224-1111	029-231-4112	//
事業所の追加	—	三の丸営業所 〒310-0011 茨城県水戸市 三の丸1-5-48	平成31年4月30日

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

【記入例】

様式第2 (第18条及び第34条関係)

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

変更届出(右側)と同じ申請者名
を記入して下さい。

日付は未記入
※提出時に手書きで
記入いただきます。

令和 年 月 日

申請者

氏名又は名称 株式会社 水戸設備工事
住所 茨城県水戸市中央 1-5-36
代表者氏名 水道 次郎
TEL029-231-4112 Fax029-231-4112

Step. 3 主任技術者選任・解任届出書の作成

管理簿と情報が異なる場合は、右側の記入例を参考に、同封の「給水装置工事主任技術者選任・解任届出書」に変更事項を記入して下さい。(水道法施行規則第22条関係)

選任届には添付書類が必要となります。解任届に添付書類はありません。

選任届の添付書類

①主任技術者の免状(証書)の写し または 主任技術者証(カード)の写し



②会社と主任技術者の雇用関係がわかる書類

→ (例) 健康保険者証の写し

登記簿謄本に記載の方や、代表者が主任技術者を兼ねる方は必要なし



写しの保険者番号は見えなように塗りつぶして下さい。

【記入例】

様式第3 (第22条関係)

管理簿に情報の変更がない場合は、提出は不要です。

給水装置工事主任技術者選任・解任届出書

水戸市上下水道事業管理者

日付は未記入
※提出時に手書きで
記入いただきます。

令和 年 月 日

住所 株式会社 水戸設備工事
届出者 茨城県水戸市中央1-5-36
氏名 水道 次郎
電話番号・FAX番号まで記入 Ta.029-231-4112 Fax029-231-4112

電話番号・FAX番号まで記入

水道法第25条4の規定に基づき、次のとおり給水装置主任技術者の選任の届出を
解任
します。

選任と解任がある場合は、
選任届と解任届をそれぞれ提出して下さい。

給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	(株)水戸設備工事	
上記事業所で選任する・解任する給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号	選任・解任の年月日
水道 三郎	31040	平成31年4月30日
水道 四郎	31045	平成31年4月30日

会社で主任技術者を選任・解任をした年月日をご記入下さい。

Step. 4 更新手続きに必要な書類の準備

【4-1】指定申請書の作成

記入例を参考に、同封の「指定給水装置工事事業者指定申請書」に必要事項を記入して下さい。(水道法施行規則第18条関係)

法人登録事業者か個人登録事業者によって、記載内容が若干異なります。

【記入例：2枚目】

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	(株)水戸設備工事
上記事業所の所在地	茨城県水戸市中央1-4-1 Tel.029-224-1111 Fax029-224-1111
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号
スイドウ タロウ	
水道 太郎	12345
スイドウ ジロウ	
水道 次郎	67890

水戸市で支店を置いて支店名で事業を行う場合など、申請者名と異なる名称・住所で事業を行う場合は、その名称をご記入下さい。
支店等がない場合は、申請者と同じ名称等をご記入下さい。

1ページの管理簿に記載している全ての主任技術者の名前と免状の交付番号を記入して下さい。(Step3の主任技術者の選任解任を行う場合は、**変更後の情報**をご記入下さい。)



【添付書類】

主任技術者全員分の免状(証書)の写し または 主任技術者証(カード)の写しを添付して下さい。

支店等が2つ以上ある場合は、下段にもご記入下さい。

【記入例：1枚目】

様式第1 (第18条関係)

指定給水装置工事事業者指定申請書

日付は未記入
※提出時に手書きで記入いただきます。

水戸市上下水道事業管理者

令和 年 月 日

申請者 氏名又は名称 株式会社 水戸設備工事
住所 茨城県水戸市中央1-4-1
代表者氏名 水道 太郎
電話番号・FAX番号まで記入 Tel.029-224-1111 Fax029-224-1111

水道法第16条の2第1項の規定による指定給水装置工事の指定を受けたいので、
変更届により情報変更する場合は、**変更後の情報**をご記入下さい。

役員(業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者)の氏名	
フリガナ氏名	フリガナ氏名
代表取締役	スイドウ タロウ 水道 太郎
取締役	スイドウ ジロウ 水道 次郎
監査役	スイドウ サプロウ 水道 三郎
事業の範囲	管工事業
機械器具の名称、性能及び数	別表のとおり

法人事業者は登記簿謄本に記載してある全ての役員(代表取締役から監査役まで)を記入して下さい。
※個人事業者の方は、空欄で結構です。

【法人事業者】
登記簿謄本の「目的」欄に記載のものから、水道に関するものを抜粋してご記入下さい。
※「目的」欄で、給水装置に関する事業を行う者であることを、確認できることが必要です。

【4-2】機械器具調書の作成

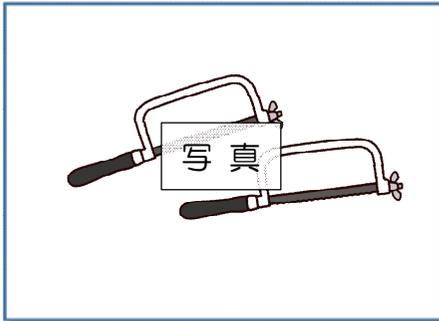
記入例を参考に、同封の「機械器具調書」に所有している器具を記入して下さい。(水道法施行規則第18条関係)

また、記入例に記載の6つの器具の所有については写真にて確認をします。

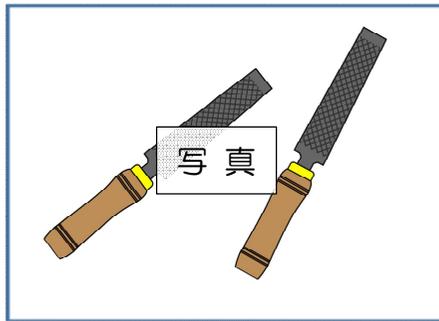
〇〇工業(株) 所有器具の写真帳

【作成例】

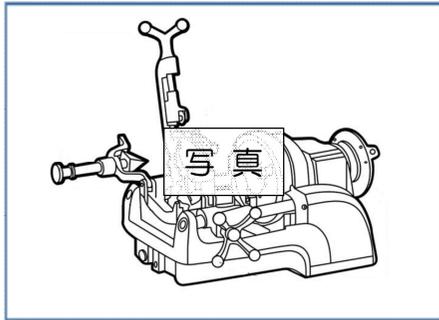
金切のこ



やすり



パイプねじ切り器



トーチランプ



パイプレンチ



テストポンプ



【記入例】

別表(第18条関係)

写真を撮影した日をご記入下さい。
(申請日の3か月以内)

機 械 器 具 調 書

令和 3年 5月 1日 現在

種 別	名 称	形 式、性 能	数 量	備 考
管の切断用器具	金切のこ	固定式鋸弦	2	
管の加工用器具	やすり	中目	2	
	パイプねじ切り器	N-100A	1	
管の接合器具	トーチランプ	ガスポンベ式	1	
	パイプレンチ	13~100mm	5	
水圧テストポンプ	テストポンプ	T-50K-P (手動式)	1	

上記のように「種別」「名称」を記入して下さい。(上記6つの器具は水道法施行規則第20条において所有が必須な器具として定められています。)
6つの器具については、写真にて所有の確認をさせていただきますので、器具及び数量が確認できるよう、写真の添付をお願いします。

形式性能 および 数量は
事業所の所有状況に合わ
せてご記入下さい。
(各1つは必要です)

「切断用の機械器具」、「接合用の機械器具」、

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

【4-3】誓約書の作成

記入例を参考に、同封の「誓約書」に記名して下さい。

(水道法施行規則第18条関係)

参考 水道法第25条の3第1項第3号イからへまでとは？

三 次のいずれにも該当しない者であること。

イ. 心身の故障により給水装置工事の事業を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの

ロ. 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ハ. この法律に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者

ニ. 第二十五条の十一第一項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

ホ. その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めらるに足りる相当の理由がある者

ヘ. 法人であって、その役員のうちイからホまでのいずれかに該当する者があるもの

【4-4】その他提出書類

以下の書類を提出して下さい。(水道法施行規則第18条関係)

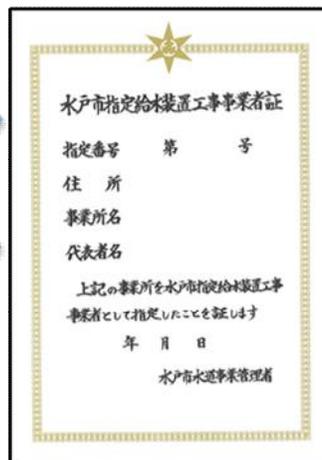
法人登録事業者の提出書類

- ①会社の登記簿謄本（履歴事項全部証明書）
- ②定款の写し ③旧指定証の返却

個人登録事業者の提出書類

- ①住民票 ②旧指定証の返却

※登記簿謄本および住民票につきましては、原本（コピー不可）となりますが、Step.2指定事項変更届出書に原本を添付している場合に限り、更新申請分はコピーでも構いません。



【記入例】

様式第2 (第18条及び第34条関係)

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

日付は未記入
※提出時に手書きで
記入いただきます。

令和 年 月 日

申請者

氏名又は名称 株式会社 水戸設備工事

住所 茨城県水戸市中央1-4-1

代表者氏名 水道 太郎

TEL029-224-1111 Fax029-224-1111

Step【4-1】で作成した申請書
と同じ申請者名をご記入下さい。

水戸市上下水道事業管理者

【4-5】事業運営等に関する調書の作成

記入例を参考に、同封の「水戸市指定給水装置工事事業者の事業運営等に関する調書」に必要事項を記入して下さい。(厚生労働省通知 薬生水発 0626 第 1 号関係)

【記入例：2枚目】

受講者名	研修会名, 実施内容	受講年月日
水道 太郎	<input checked="" type="checkbox"/> 外部研修 <input type="checkbox"/> 自社内研修 () <input type="checkbox"/> その他 ()	令和元年 3月20日
水道 二郎	<input checked="" type="checkbox"/> 外部研修 <input type="checkbox"/> 自社内研修 () <input type="checkbox"/> その他 ()	

社員の中で、外部研修または自社内研修を受講した方のお名前をご記入下さい。外部研修を受講した場合は、その受講終了証の写しを添付して下さい。

外部研修とは・・・(公財)給水工事技術振興財団や全国管工事業協同組合連合会が主催する研修会を指します。

自社内研修とは・・・外部研修や水道部主催の研修会を受講した方が講師となり、社内で情報を共有する勉強会を指します。

具体的な研修内容の例は、以下のようになっています。

- ①給水装置及び給水装置工事法に関する最新の技術情報
- ②給水装置の事故事例と対策技術
- ③給水装置の故障・異常の原因と修繕工事法
- ④給水装置工事主任技術者の職務と役割
- ⑤水道法、給水装置の構造及び材質、給水装置工事における留意事項 等

4 適切に作業を行うことができる技能を有する者の従事状況

「配水管からの分岐～水道メータ」の工事は施工しない。(注1)

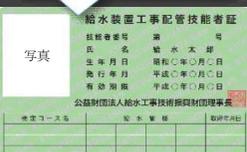
注1 上記は、2業務内容(対応工事種別)で未対応の場合になります。その場合、下表への記載は不要です。

技能を有する者の氏名	配水管への分岐栓の取付・せん孔、給水管の接合等いずれかの経験の有無(注2)	資格及び講習修了証等の有無
水道 太郎	<input checked="" type="checkbox"/> 経験あり <input type="checkbox"/> 経験なし	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 給水装置工事配管技能者証書 <input type="checkbox"/> 技能検定合格証書 <input type="checkbox"/> その他 ()

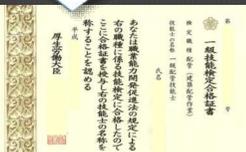
給水装置工事主任技術者の資格は対象外です。

主に配水管の分岐部から水道メータまでの配管工に従事する方のお名前をご記入下さい。配管工に関する資格を保有している方は、資格証の写しを添付して下さい。

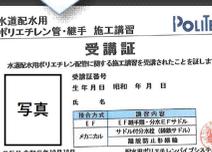
配管技能者証書



技能検定合格証書



その他(例)



【記入例：1枚目】

水戸市指定給水装置工事事業者の事業運営等に関する調書

氏名又は名称 株式会社 水戸設備工事
〒 310-0805
郵便番号・住所 茨城県水戸市中央1-4-1
代表者氏名 水道 太郎
TEL 029-224-1111
電話・FAX Fax 029-224-1111

直近の情報をご記入下さい。
(申請日の3か月以内の日付で)

令和 3年 5月 1日現在、当事業所における業務内容、水道法第25条の8及び同法施行規則第3条第1項第2号に

記載した情報の公表の可否についてをご記入下さい。

1 水戸市が実施する指定給水装置工事事業者研修会の受講状況(直近3か月の研修会)

令和5年3月3・4日(ホテルレイクビュー水戸)で開催した研修会について 【公表: <input checked="" type="checkbox"/> 可・ <input type="checkbox"/> 不可】
<input checked="" type="checkbox"/> 出席 ・ <input type="checkbox"/> 欠席
(欠席した場合は、その理由を記入して下さい)

令和5年3月3・4日開催ホテルレイクビュー水戸において、当局主催の研修会の出欠についてご記入下さい。欠席した場合はその理由もご記入下さい。

2 業務内容

休業日, 営業時間	【公表: <input checked="" type="checkbox"/> 可・ <input type="checkbox"/> 不可】
休業日: <input type="checkbox"/> 土曜 <input checked="" type="checkbox"/> 日曜 <input checked="" type="checkbox"/> 祝日 <input checked="" type="checkbox"/> その他(夏季休業, 年末年始)	
営業時間: 9時 ~ 17時 (緊急時夜間対応 <input checked="" type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可)	
給水装置工事の対応工事種別(新設・改造等)	【公表: <input checked="" type="checkbox"/> 可・ <input type="checkbox"/> 不可】
<input checked="" type="checkbox"/> 配水管からの分岐 ~ 水道メータ (主に道路工事)	
<input checked="" type="checkbox"/> 水道メータ ~ 宅内給水装置(宅内のみ)	
給水装置の漏水修繕対応種別(対応 <input checked="" type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可)	【公表: <input checked="" type="checkbox"/> 可・ <input type="checkbox"/> 不可】
<input checked="" type="checkbox"/> 屋内給水装置の修繕 <input checked="" type="checkbox"/> 宅地内埋設部給水装置の修繕	
<input type="checkbox"/> その他 ()	
その他(緊急時の連絡先等ご記入下さい。(任意))	【非公表】
●●●●-●●●●-●●●● (水道 太郎)	

※ 公表には、水戸市のホームページ等への掲載を含みます。
※ 業務内容に変更が生じた場合は、速やかにその旨を届け出るようお願いいたします。

緊急連絡先については、公表いたしません。

Step. 5 更新手続き（書類提出）について

更新手続きの方法は、窓口申請と電子申請の2通りがございます。電子申請は給水課窓口に行く必要がなく、昼夜問わず申請の受付が可能です。一方、窓口申請は最低3回、窓口に行く必要があることから、**電子申請をお勧めします**。電子申請方法は別冊（様式集）表紙をご参照下さい。

以下、窓口申請の手続き方法

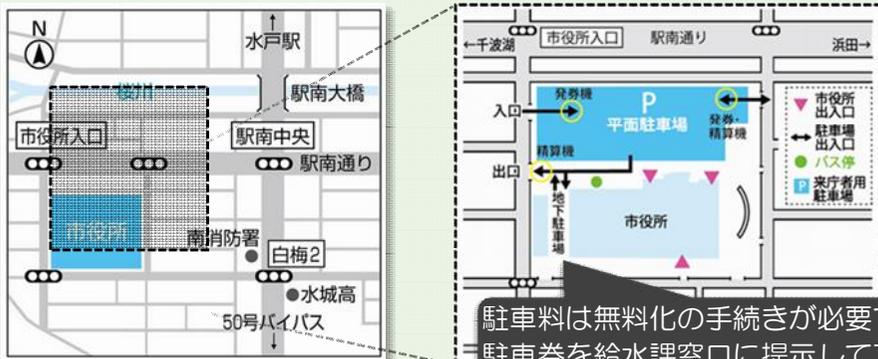
▼（窓口申請の場合）書類提出に関する注意事項

提出書類を記載の「並び順例」を参考に、書類が揃っていることを確認したうえでご持参をお願いします。

提出時に前ページで作成した「事業運営等に関する調書」に基づき、事業の状況についてのヒアリングをさせていただくこともございますので、お答えができる方での来庁をお願いします。

更新手続きの窓口

水戸市上下水道局水道部給水課：（8：30～12：00 13：00～17：15）



駐車料は無料化の手続きが必要です。
駐車券を給水課窓口にて提示して下さい。

▼（窓口申請の場合の）書類提出後から更新手続き完了までの流れ

書類提出後は2週間程度の書類審査の時間をいただいた後、お電話にてご連絡いたします。

指定更新の認可が下りた事業者の方には、給水課にお越し頂き、銀行でお支払いただける更新手数料の納付書（10,000円）をお渡しいたします。一番近い銀行は市役所1階にあります。

常陽銀行水戸市役所支店 窓口開設（9：00～11：30、12：30～16：00）

納付後、再度、給水課にお越しいただき、納付証明の半券を確認させていただいた後、新しい指定証をお渡しして、更新手続きは完了となります。

指定事項変更届出書の並び順例（Step2で作成）

①指定事項変更届出書

項目	内容	備考
代表者	水島 太郎	平成21年4月30日
役員	水島 太郎	平成21年4月30日
住所	〒100-0005 東京都千代田区千代田1-1-1	〃
電話	03-1234-5678	〃
FAX	03-1234-5679	〃
事業所の住所	〒100-0005 東京都千代田区千代田1-1-1	〃

③会社の定款の写し（法人）

株式会社 ○○○○○○ 定款

②会社の登記簿謄本（法人） または 住民票（個人）

株式会社 ○○○○○○

住所：〒100-0005 東京都千代田区千代田1-1-1

代表者：水島 太郎

役員：水島 太郎

平成21年4月30日現在

④誓約書（法人）

誓約書

指定更新事業の申請書に添付された指定更新の申請書に記載の事項を遵守いたします。

— 終了 —

主任技術者選任・解任届出書の並び順例 (Step3 で作成)

①主任技術者選任・解任届出書

様式第3 (第2号関係)
給水装置工事主任技術者選任・解任届出書

水戸市上下水道事業管理者

令和 3年 5月 日

住所 株式会社 水戸設備工業 茨城県水戸市中央1-5-26 5階
 届出者 氏名 石川 陽介
 所属 茨城県 茨城県水戸市中央1-5-26 5階
 電話番号 029-224-1111 Fax029-224-1112

本様式第2号第4項の規定に基づき、次のとおり給水装置主任技術者として届出をします。

給水区域内で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	(印) 水戸設備工業	選任・解任の年月日
水戸 5階	31040	平成31年4月30日
水戸 5階	31045	平成31年4月30日

②主任技術者の資格証の写し
+雇用関係を証明する書類 (例：保険証の写し)

給水装置主任技術者資格証の写し

氏名 石川 陽介
 所属 茨城県 茨城県水戸市中央1-5-26 5階
 平成31年5月25日

茨城県水戸市中央1-5-26 5階
 本人 (職名) 主任技術者
 氏名 石川 陽介
 生年月日 昭和 年 月 日
 資格取得年月日 平成 年 月 日

— 終了 —

更新手続きに必要な書類の並び順例① (Step4 で作成)

①指定給水装置工事事業者
指定申請書

様式第1 (第1号関係)
指定給水装置工事事業者指定申請書

水戸市上下水道事業管理者

令和 3年 5月 日

申請者 株式会社 水戸設備工業 印
 住所 茨城県水戸市中央1-5-1
 代表者氏名 代表 天部 浩二
 電話番号 029-224-1111 Fax029-224-1111

本様式第1号第1項の規定による指定給水装置工事事業者の指定を受けたので、同様式第2号第1項の規定に基づき次のとおり申請します。

役員 (議決を執行する役員、取締役又はこれらに準ずる者) の氏名	フリガナ	フリガナ	フリガナ
代表取締役 水戸 5階	天部 浩二	天部 浩二	天部 浩二
取締役 水戸 5階	天部 浩二	天部 浩二	天部 浩二
取締役 水戸 5階	天部 浩二	天部 浩二	天部 浩二

事業の範囲 管工事種

機械器具の名称、性能及び数 別紙のとおり

② (2枚目) 指定申請書

給水区域内で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	(印) 水戸設備工業
上記事業所の所在地	茨城県水戸市中央1-5-1 029-224-1111 Fax029-224-1111
上記事業所で働くおおよそ10名以内の給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者候補者の氏名
3,099 300 水戸 5階	12345
3,099 300 水戸 5階	67890

給水区域内で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	上記事業所の所在地
上記事業所で働くおおよそ10名以内の給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者候補者の氏名

③主任技術者の資格証の写し
(②に記名の主任技術者全員分)

給水装置主任技術者資格証の写し

氏名 石川 陽介
 所属 茨城県 茨城県水戸市中央1-5-26 5階
 平成31年5月25日

④機械器具調書

様式 (第1号関係)
機械器具調書

令和 3年 5月 1日 現在

種別	名称	形式・性能	数量	備考
管の新用器具	金切のこ	指定式鋼盤	2	
管の加工用器具	やすり	中目	2	
	パイプねじ切り機	N-100A	1	
管の接合器具	ソーラランプ	ガスボンベ式	1	
	パイプレンチ	13~100mm	5	
水圧テストポンプ	テストポンプ	T-50K-P (手動式)	1	

(注) 種別の欄には「管の新用器具」、「管の加工用の機械器具」、「接合用の機械器具」、「水圧テストポンプ」の明記を記入すること。
 (備考) この用紙の大きさは、A4用紙とすること。

次ページに続く

更新手続きに必要な書類の並び順例② (Step4 で作成)

⑤ 機械器具の写真



⑥ 誓約書



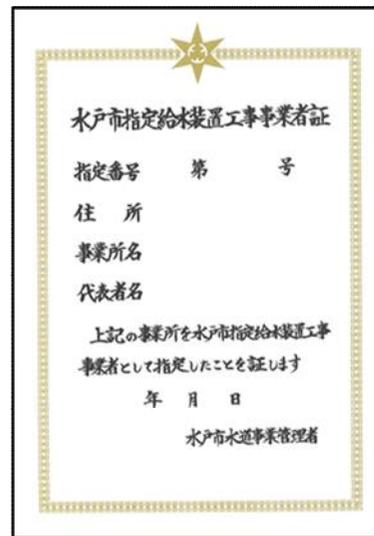
⑦ 会社の登記簿謄本 (法人) または 住民票 (個人)



⑧ 会社の定款の写し (法人)



⑨ 旧指定証 (原本返却)



⑩ 事業運営等に関する調書



⑪ (2枚目) 事業運営等に関する調書



⑫ 事業運営等に関する調書の 添付書類 (外部研修受講終了証、 配管工に関する資格の写し等)



— 終了 —